

令和 7 年 7 月 18 日
国土交通省関東地方整備局
東京港湾事務所

令和 6 年度 優良業務等の事務所長表彰について

関東地方整備局東京港湾事務所では、令和 6 年度に完了した業務の中で、特に優れた成績を収めた業務及び技術者に対して、令和 6 年度事務所長表彰式典を執り行います。

○ 表彰件数等	優良業務及び優秀技術者	2 件及び 2 名
	若手・女性技術者奨励賞	2 名

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・横浜海事記者クラブ・東京都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 東京港湾事務所

電話：03-5534-1363（直通） メールアドレス：info-t83ab@mlit.go.jp

副所長 工藤（くどう）

企画調整課 課長 白木（しらき）

令和6年度 優良業務等の表彰について

1. 目的

令和6年度に関東地方整備局東京港湾事務所で完了した業務の中から、業務への取り組み方が優秀で他の模範となる業務及び技術者を表彰することにより、技術力の向上及び円滑な事業の推進に資することを目的としております。

2. 表彰件数及び人数 [事務所長表彰] (別紙ー1参照)

優良業務及び優秀技術者	2件及び2名
若手・女性技術者奨励賞	2名

3. 優良業務等の概要及び表彰理由 [事務所長表彰] (資料参照)

4. 表彰式 [事務所長表彰]

日時 令和7年7月23日(水) 11時00分～

場所 東京都江東区新木場1-6-25

国土交通省 関東地方整備局 東京港湾事務所 3階大会議室

※表彰式は、東京港湾事務所長その他、事務所幹部が出席して、事務所長から表彰状が贈呈されます。

令和6年度優良業務等　〔事務所長表彰一覧〕

優良業務及び優秀技術者

優良業務の名称	優秀技術者名 職　　名	業　者　名 代　表　者　名 住　　所
令和6年度　東京港臨港道路(南北線) 構造評価等業務	おおたけ　しょうご 大竹　省吾 管理技術者	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 関東支社　執行役員関東支社長 鰐部　隆正 東京都渋谷区本町 3-12-1
令和5年度　東京港国際海上コンテナ ターミナル整備事業環境調査	ふるはし　まさひろ 古橋　正祐 管理技術者	三洋テクノマリン株式会社 東京支社長　丹羽　宏之 東京都中央区日本橋堀留町 1-3-17

若手・女性技術者奨励賞

業務の名称	技術者名 職　　名	業　者　名 代　表　者　名 住　　所
令和6年度　東京港臨港道路(南北線) 構造評価等業務	はやし　しゅんすけ 林　　駿佑 担当技術者	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 関東支社　執行役員関東支社長 鰐部　隆正 東京都渋谷区本町 3-12-1
令和5年度　東京港国際海上コンテナ ターミナル整備事業環境調査	せきぐち　りきや 関口　力哉 担当技術者	三洋テクノマリン株式会社 東京支社長　丹羽　宏之 東京都中央区日本橋堀留町 1-3-17

優良業務及び優秀技術者 事務所長表彰の概要及び表彰理由

ふりがな	かぶしきがいしゃ おりえんたるこんさるたんつ かんとうししゃ		
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 関東支社		
ふりがな	おおたけ しょうご	職種	管理技術者
技術者名	大竹 省吾		
ふりがな	れいわ6ねんど とうきょうこうりんこうどうろ(なんぼくせん)こうぞうひょうかとうぎょうむ		
業務名	令和6年度 東京港臨港道路(南北線)構造評価等業務		
履行期限	(自) 令和6年8月16日	(至) 令和7年3月21日	
事務所名	東京港湾事務所		
業務概要	本業務は、陸上トンネル・立坑本体の影響範囲内において、今後の利用形態を考慮したうえで陸上トンネル・立坑本体の評価を行ったものである。		
表彰理由	本業務は、東京港臨港道路(南北線)の陸上トンネル・立坑本体の影響範囲内において、今後の利用形態を考慮したうえで陸上トンネル・立坑本体の評価を行ったものである。 10号地側陸上部のトンネル及び立坑の影響範囲内では、野積場・シャーシプールとしての利用が計画されているため、現状と今後の利用形態を踏まえ、用途別に荷重を設定した。また、断面の設定では、積載荷重の大きい野積場の影響を受ける断面と、構造形式ごとに土水圧に対する積載荷重の影響の大きい底面深度の浅い側の断面を選定した。常時の検討については、当初設計計算を再現したうえで、設定した検討ケースの計算を実施し、荷重の整理を行った。地震時の検討については、過年度設計と同様に、陸上トンネルは応答変位法、立坑は動的解析法で構造照査を行った。 これらの結果を対象区間の利用形態図に重ね、常時、L1・L2地震時の評価結果を図示した説明資料としてとりまとめを行い、業務目的を十分に満足する成果を上げた。 管理技術者は業務目的や内容を十分理解し、発注者との意思疎通に努めながら豊富な知識と十分な技術力により、優れた品質の成果をとりまとめた。 以上より、本業務を優良業務に、管理技術者を優秀技術者として推薦するものである。		

優良業務及び優秀技術者 事務所長表彰の概要及び表彰理由

ふりがな	さんようてくのまりん かぶしがいいしゃ とうきょうししゃ		
会社名	三洋テクノマリン 株式会社 東京支社		
ふりがな	ふるはし まさひろ	職種	管理技術者
技術者名	古橋 正祐		
ふりがな	れいわ5ねんど とうきょうこうこくさいかいじょうこんてなたーみなるせいびじぎょうかんきょうちょうさ		
業務名	令和5年度 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業環境調査		
履行期限	(自) 令和5年4月7日	(至) 令和7年2月28日	
事務所名	東京港湾事務所		
業務概要	本調査は、東京港国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)の環境影響評価に係る事後調査(工事の施行中)として環境調査を行うとともに、東京都環境影響評価条例に基づく事後調査報告書及び変更届を作成するものである。		
表彰理由	本調査の業務内容は、事後調査、環境影響評価の検討、事後調査報告書の作成、環境影響評価手続きに関する資料作成等多岐にわたっていたが、環境影響に関する法令、調査手法等に精通し、また適切な経験や資格を有する管理技術者及び担当技術者の配置により、円滑に業務を実施できる十分な体制が構築され、業務を実施していた。 特に、事業計画の変更や断面の変更、事業工程の見直し等に伴い、環境影響評価項目の再予測・評価が発生した際は、社内体制を迅速に拡充するなど状況変化に応じた柔軟な体制の構築がなされた。 品質向上を図る取り組みとしては、業務の節目毎にレビューを行い業務へ反映した。また、照査技術者の照査に加え、社内有識者を含めた社内検討会による受注者独自の照査体制を実施することで品質を確保した。 現地調査においては、調査の目的を十分理解した上で、より精度の高い結果を得るための調査計画についての的確な検討と提案がなされ、実施されていた。 関係機関との協議、調整においては、積極的かつ責任感を持った対応がなされ、関係機関の担当者からの信頼も得ながら、環境影響評価にかかる行政手続きの円滑な処理に大きく貢献した。 管理技術者は、多岐にわたる実施内容に対し、8名の担当技術者による作業をとりまとめながら、業務が円滑で遅滞なく進捗するよう的確な管理を行い、また業務の品質向上への高い意識で精力的に業務に取り組み、業務目的を十分に満足する成果を上げた。		

若手・女性技術者奨励賞 事務所長表彰の概要及び表彰理由

ふりがな	かぶしきがいしゃ おりえんたるこんさるたんつ かんとうししゃ		
会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 関東支社		
ふりがな	はやし しゅんすけ	職種	担当技術者
技術者名	林 駿佑		
ふりがな	れいわ6ねんど とうきょうこうりんこうどうろ(なんぼくせん)こうぞうひょうかとうぎょうむ		
業務名	令和6年度 東京港臨港道路(南北線)構造評価等業務		
履行期限	(自) 令和6年8月16日	(至) 令和7年3月21日	
事務所名	東京港湾事務所		
業務概要	本業務は、陸上トンネル・立坑本体の影響範囲内において、今後の利用形態を考慮したうえで陸上トンネル・立坑本体の評価を行ったものである。		
表彰理由	10号地側陸上部のトンネル及び立坑の影響範囲内では、野積場・シャーシプールとしての利用が計画されているため、現状と今後の利用形態を踏まえ、用途別に荷重を設定した。 担当技術者は、管理技術者の下、臨港道路のトンネル・立坑本体に影響範囲内において、今後の利用形態を整理したうえでトンネル・立坑本体の評価にかかる整理を行った。また、トンネルと立坑の断面形状と構築深度の違いを踏まえて代表断面を選定し、常時と地震時の利用形態に応じた積載荷重を考慮してトンネル・立坑本体の照査を実施し、常時、L1・L2地震時の評価結果を図示した資料の作成に尽力した。		

若手・女性技術者奨励賞 事務所長表彰の概要及び表彰理由

ふりがな	さんようてくのまりん かぶしがいいしゃ とうきょうししゃ		
会社名	三洋テクノマリン 株式会社 東京支社		
ふりがな	せきぐち りきや	職種	担当技術者
技術者名	関口 力哉		
ふりがな	れいわ5ねんど とうきょうこうこくさいかいじょうこんてなたーみなるせいびじぎょうかんきょうちょうさ		
業務名	令和5年度 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業環境調査		
履行期限	(自) 令和5年4月7日	(至) 令和7年2月28日	
事務所名	東京港湾事務所		
業務概要	本調査は、東京港国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)の環境影響評価に係る事後調査(工事の施行中)として環境調査を行うとともに、東京都環境影響評価条例に基づく事後調査報告書及び変更届を作成するものである。		
表彰理由	本調査においては、事後調査計画書に基づき水質汚濁調査、鳥類調査及び水生生物調査、騒音・振動・交通量調査を行い、廃棄物及び環境保全措置の実施状況について既存資料を収集整理した。また、評価書の「予測した事項」及び「予測条件の状況」について資料を収集整理し、事後調査計画書を作成した。さらに、事業計画の変更や断面の変更、事業工程の見直しが生じたため、環境影響評価項目の再予測・評価を行った。 担当技術者は、管理技術者の下、関係者調整、現地対応の全般を監督し、大型船舶や工事船舶、大型車両が輻輳する中で、環境影響評価手続きに不可欠な海域調査、陸上の騒音振動調査等を遂行した。加えて、事後調査報告書に必要な解析、考察を行い、事業の妥当性を評価する上で最も重要となる水質汚濁、海域生物の調査結果を適切に評価することで、事業の実施に不可欠となる環境影響評価手続き(事後調査報告書)の円滑な進行に尽力した。		